

剣淵町では、平成31年4月より「産後ケア事業」を実施することとなりました。助産師により、自宅や助産院において、お母さんの体調・授乳・育児の相談等を受けられます。

## 利用できる方

R2年4月より対象期間が延長になりました。4ヶ月以降でもご利用いただけます

剣淵町に住所のある産後 1 年未満のお母さんで下記の項目にあてはまる方

- 1)産後の体調や育児に不安を感じている方
- 2) 授乳方法やケアに不安を感じている方
- 3) ご家族等から産後の援助が十分に受けられない方 \* 医療行為が必要な方は利用できません。



## 内容

助産師が自宅に訪問したり、委託先の助産院でお母さんの相談に応じます。

- 1) お母さんとお子さんの健康にかかわること
- 2) 乳房のケアにかかわること
- 3) 授乳や沐浴など育児にかかわること

など

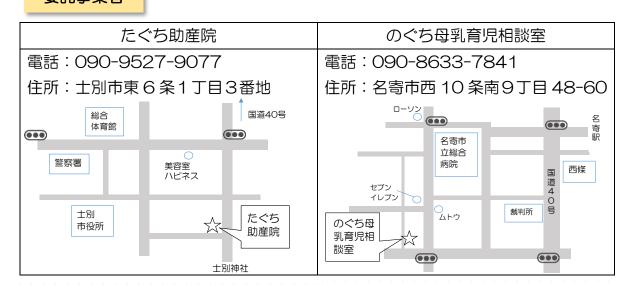


利用時間:1回2時間以内 利用回数:最大5回まで 利用料金:1回1,000円

\*町民税非課税世帯、生活保護世帯の方は利用料金が免除になります。



## 委託事業者



## 利用の流れ

①利用の予約

利用者が助産院に直接連絡をとり、産後ケアの予約をします。助産院で利用者の基本 情報、相談内容を受け付けします。

②利用の申請

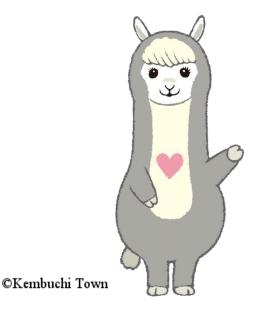
利用者が剣淵町健康福祉課に申請書を提出します(ふれあい健康センターへの来所、 郵送、保健師の訪問時に手渡し等)。

③利用の決定

剣淵町健康福祉課が利用者に決定通知書を送ります。

④利用の開始

利用者と助産院の話し合いで、利用形態、利用日等を決めて下さい。 利用者は利用日ごとに助産院へ利用料金を直接お支払い下さい。



お問合せ・申請先 〒098-0338 剣淵町仲町 28 番1号 ふれあい 健康センター内 剣淵町健康福祉課保健グループ 電話 0165-34-3955